

平成 30 年 6 月 14 日

入札参加者 様

京丹後市総務部入札契約課

建設工事における入札制度の運用について（追加）

日頃は、市政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市の入札制度の運用につきましては、平成 30 年 3 月 30 日付けでお知らせしたところですが、平成 30 年度の同日落札数制限（取りぬけ）の運用について、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 設計違算等発注者の都合により取りぬけ対象工事の入札を中止し、後日、同一等級で再度の入札を実施する場合においては、中止前の開札日での同日落札数制限（取りぬけ）の対象として、中止前の開札日に他の取りぬけ対象工事を落札した者は、再度の入札への参加は不可とする。
- 2 再度の入札において設計金額に応じた発注等級区分が中止前の等級区分と異なる場合は、新たな工事発注として取扱う。

以上

総務部 入札契約課	
Tel	0772-69-0170
Fax	0772-69-0903
E-mail	nyusatsu@city.kyotango.lg.jp